

答申第 1127 号

諮問第 1786 号

件名：行政文書ファイル管理簿に登録された捜査関係事項照会の回答の不開示
(適用除外) 決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）の適用を受ける行政文書に該当しないことを理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が条例に基づき令和 6 年 1 月 11 日付けで行った開示請求に対し、処分庁が同月 23 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由 (略)

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分の内容及び理由

事実経過

ア 行政文書開示請求の受付

令和 6 年 1 月 11 日、審査請求人が愛知県稲沢警察署（以下「稲沢警察署」という。）情報公開窓口に来庁し、行政文書開示請求書（以下、「本件開示請求書」という。）を提出したことから処分庁はこれを受け付けた。

本件開示請求書には、行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項として

行政文書ファイル管理簿に登録された
・ 捜査関係事項照会(平成 5 年中のもの)
(請求日現在 稲沢署で保管のもの)

と記載されていた。

後日、愛知県警察本部警務部住民サービス課情報公開センターの職員が請求対象文書が多量となる旨を審査請求人に連絡したところ、審査請求人からは 12 月分だけを請求する旨の申し出があった。その際、審査請

求人より捜査関係事項照会により得られた回答文書についても請求したい旨の申し出があったためその旨も併せて補正した。この結果、補正後の記載内容は

行政文書ファイル管理簿に登録された

- ・ 捜査関係事項照会(令和5年12月のもの)
 - ・ 捜査関係事項照会の回答(令和5年12月中照会のもの)
- (請求日現在 稲沢署で保管のもの)

(この記載内容のうち、「捜査関係事項照会の回答(令和5年12月中照会のもの)」について、以下「本件開示請求」という。)

と補正された。

イ 本件処分

処分庁は、本件開示請求の対象となる文書については、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号。以下「刑訴法」という。)第197条第2項に基づく照会の結果、得られた回答が該当するものと判断した。しかしながら、これらの文書は、刑訴法第53条の2第1項に規定する「訴訟に関する書類」に該当し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。)の適用を受けない文書となるため、条例第29条の規定により条例の適用除外となる。そのため請求対象となった全ての文書について開示されないため、条例第11条第2項の規定により不開示とする旨の決定をし、本件処分を行った。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は条例第8条第1項を適用し、一部開示決定の処分を求めているものと考えられるが、上記(1)で述べたとおり、本件開示請求の対象となる文書は条例の適用を除外されている文書であることから、条例の各条文の適用はされないため、審査請求人の主張は理由がなく失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われていることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

(1) 本件行政文書について

行政文書開示請求の内容を基本として、処分庁が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件行政文書は、捜査関係事項照会の回答(令和5年12月中照会のもの)であって、稲沢警察署において保管されているものであると解される。

(2) 条例第29条該当性について

ア 刑訴法第53条の2第1項は、訴訟に関する書類については、情報公開法の規定を適用しない旨を規定しているところ、同項に定める訴訟に関

する書類とは、被疑事件又は被告事件に関して作成又は取得された書類及び刑訴法に基づき捜査機関が差押え又は領置したものであると解される。

刑訴法第53条の2が訴訟に関する書類につき情報公開法の規定の適用を除外した趣旨は、これらの書類は典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査や公訴の維持等に支障を及ぼすおそれが大きいものであることから、これらの書類の取扱いを刑事訴訟手続等に委ねることとしたものである。

条例第29条は、法令の規定により情報公開法の規定が適用されない行政文書については条例の規定を適用しない旨を規定しており、その趣旨は、開示・不開示の取扱いが個別法の制度の中で体系的に整備されているとして、法令の規定により情報公開法の適用がされないもののうち、実施機関が管理する行政文書については、同法との整合性を図る必要があることから、条例の規定を適用しないこととしたものである。

イ 処分庁によれば、本件行政文書は、刑訴法第197条第2項に基づく照会の結果得られた回答であるが、これらの文書は、刑訴法第53条の2第1項に規定する「訴訟に関する書類」に該当し、情報公開法の適用を受けない文書となるため、条例第29条の規定により条例の適用除外となることから、本件行政文書について不開示決定を行ったとのことである。

ウ 当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、本件行政文書を入手し、報告をする際に、新たに決裁文書等を作成することはないとのことである。

エ これらを踏まえ、当審査会において検討したところ、本件行政文書は、刑訴法第197条第2項に基づき捜査機関である稲沢警察署による照会に対する照会先からの回答であり、捜査機関が被疑事件又は被告事件の捜査の過程で取得した文書であることから、刑訴法第53条の2で規定する「訴訟に関する書類」に該当するものと認められる。

オ したがって、本件行政文書は、条例第29条の規定により条例の規定が適用されない行政文書に該当する。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、捜査関係事項照会の中身が知りたいのではなく、回答率を知りたいのであって、マスクングすればよい旨主張するが、これは、条例第8条の規定に基づく部分開示を求める趣旨であると解される。

しかしながら、前記(2)で述べたとおり、本件行政文書は条例第29条の規定により条例の規定が適用されないため、条例第8条の規定に基づく部分開示を実施する余地はない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

行政文書ファイル管理簿に登録された捜査関係事項照会の回答（令和5年12月中照会のもの）（請求日現在 稲沢署で保管のもの）

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
6 . 3 . 2 2	諮問 (弁明書の写しを添付)
6 . 9 . 2 0 (第 692 回審査会)	処分庁職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
6 . 1 1 . 1 4 (第 695 回審査会)	審議
6 . 1 2 . 2 3	答申